

〈都立松原高校〉 当日いただいた質問・意見への回答

Q. 要配慮者（特に要介護者、乳幼児母子、補助犬同行者など）の居住場所はどうしているのか？（一般避難者と一緒なのか？別区画を用意しているのか？）

A. 本校は当日での説明の通り、避難所として指定されておられません。（帰宅困難者一時滞在施設です。）

そのため、要配慮者の滞在者数はそこまで多くないと想定しており、当日の説明の通り体育館の一部を簡易的なカラーコーン等で分けしたスペースを設定しご利用いただきます。

万が一設定したスペースで不足するようであれば、状況に応じ近隣の避難所に移動していただくことをご案内します（本校の指定避難所は隣接する松沢中学校です）。なお、粉ミルク・液体ミルクは備蓄しており、体育館ステージ裏に用意する授乳室（窓無個室）にて提供することが可能です。また、要配慮者とは異なりますが、おむつ・生理用品も十分に準備しておりますので、ご安心ください。

Q. 最大400名受け入れ可能とのことだが、学校のトイレが使えない場合、携帯用トイレ520個では全然足りないと思う※。何か対策（マンホールトイレなど）はあるのか？
※成人1人1日5～7回の排尿なので、5回×400人×3日＝6000回となり、520個では全然足りないと思われる。

A. 当日ご説明させていただいた最大400名という数字は、滞在可能面積からギリギリの数で算出しておりますので、ご指摘の通り発災時の備蓄品の在庫状況や運営管理上受け入れられないと災害対策本部長である学校長が判断した場合は、その時点で受け入れを終了します。現実的な受け入れ可能人数は、本校含め東京都の管理する一時滞在施設では公表していません。

通常備蓄品においては、一般的に受け入れ可能と考えられる面積から算出した数を東京都より本校が受託しており、その算出式は非公表となっておりますので、ご希望の際はご連絡ください。担当部署をご案内します。

また、ご提案のマンホールトイレですが、一般的にはマンホールトイレに対応した大きさのマンホールがあり、発災時にはそこに設置するのですが、本校には対応する大きさのマンホールがなく、設置は難しいと考えております。

- Q. 東日本大震災の際には松沢小学校に多くの帰宅困難者が集まった。
帰宅困難者について、下高井戸駅、松沢小学校との連携はどうしているのか。
- A. 松沢小学校含め近隣の小中学校の開設状況は、区・都を通じて本校にも共有されます。
(管理者がそれぞれ区・都と別の機関であるため、直接やり取りすることは原則ありません。)
- また、一時滞在施設開設状況及び運営状況は、内閣府の地震防災情報システム(DIS)にて一般の方にも開設状況を開示しておりますので、施設運営者レベルでもお互いに運営状況を確認しあうことが可能です。
- 近隣の鉄道会社との連携について、協定等は交わしておりませんが、常時本校最寄り駅である桜上水駅と密に連携をとっており、普段から登校時間帯の電車の遅延などもご連絡いただいております。また、各公共交通機関におかれましては、運行状況を各 HP で随時更新なさっておりますので、それらを確認しながら適切に開設・運営・閉鎖を行ってまいります。
- Q. プールの水を飲料水にろ過した水は誰にでも配るのか？
- A. 備蓄している水には限りがありますので、備蓄量を超えた使用があった場合や、断水になった場合など、不測の際の水源として確保しております。基本的には中水としての使用を考えておりますが、安全性は確認されており、年に1度試験運転・点検管理も行っておりますので、必要に応じ飲料水などの上水として提供する可能性もございます。
- Q. 生徒の避難訓練でもぜひ「簡易トイレ」の訓練に取り組んでほしい。備蓄についても、東京都に依頼してほしい。
- A. 避難訓練は、発災時に安全に避難できるかを訓練しており、最低年4回以上実施しております。これとは別に、本校では防災教室を開催しており、外部の人材を招いて教育活動を行っています。その際に実施することを今後検討します。
- また、備蓄品の内容・数量精査についても、東京都の担当部署に頂戴したご意見を伝えました。

Q. トイレに関する備蓄も対策もないことに不安を感じる。

A. 東京都の担当部署に頂戴したご意見を伝えました。貴重なご意見ありがとうございます。

Q. 校舎の建築年はいつか？耐震は大丈夫か？

A. 当日でのご説明の通り、本校舎は昭和 47 年建築、体育館は昭和 57 年建築で、平成 8 年に実施した耐震検査の結果、平成 11 年に改修工事(耐震含め)を実施しております。建物の構造がどれだけ耐震性があるか、という値に、日本耐震診断協会が定めている is 値というのがあります。東京都の施設では、この値が 0.6 以上であるように耐震性を管理しておりますが、本校は約 0.7 となっております。(具体的な数値については公表しておりません。ご希望の際は別途ご連絡ください。担当部署をご案内します。) なお、文部科学省では、学校施設はこの値が 0.6-0.7 の間になるように建物管理をするように定めており、本回答時点において、本校は比較的高い耐震性が確保されております。(下記資料はいずれも日本耐震診断協会 HP より抜粋)

耐震診断の基準 (is 値)

is 値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、靱性(じんせい:変形能力、粘り強さ)を考慮し、建築物の階ごとに算出します。「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」の告示(平成18年度国土交通省告示 第184号と185号)により、震度6~7程度の規模の地震に対するis値の評価については以下の様に定められています。

is値が0.6以上	倒壊、又は崩壊する危険性が低い
is値が0.3以上 0.6未満	倒壊、又は崩壊する危険性がある
is値が0.3未満	倒壊、又は崩壊する危険性が高い

耐震性能を診断する方法

耐震性能は、以下の式により求められます。

$$is = E_0 \times S_D \times T$$

E_0 : 保有性能基本指標 (建物が保有している基本的な耐震性能を表す指標)
→ is 値を求めるにあたって最も重要な指標
= C (強度の指標) × F (粘り強さの指標)

S_D : 形状指標 (平面・立面形状の非整形性を考慮する指標)
1.0 を基準として、建物形状や耐震壁の配置バランスが悪いほど数値が小さくなる

T: 経年指標 (経年劣化を考慮する指標)

すなわち、

- ① 建物の強度が低く、粘り強さも弱い
- ② 建物形状やバランスが悪い ⇒ **耐震性能が低い**
- ③ 建物の劣化が激しい

is 値は耐震診断を行うことで求められ、耐震診断は第一次から第三次までの3種の診断レベルがあります。診断の目的、対象建物の構造特性に応じて、適用する診断レベルを選択しますが、「強度」と「粘り」を求めることはどの診断レベルにおいても共通しています。一般的に『耐震診断』と言う場合は二次診断を指すことが多いと思います。

本校では災害時に一時滞在施設としての役割を求められるとともに、生徒の安全を第一に考える教育現場としての使命も抱えております。限られた設備の中で施設運営・備蓄管理を行っているため、災害時には一般的に皆様が普段の生活で確保されている生活レベルが保証されない可能性が非常に高いです。

本校での滞在中、最低限の生活レベルが保証されるよう日々備蓄品等の数量管理は行っておりますが、その点をご理解いただけますと幸いです。